

すながわ健康ポイント事業に 参加しましょう！！

「すながわ健康ポイント事業」とは・・・

各種健診・がん検診等への積極的受診や市民自ら主体的な健康づくりができることを目的とした皆さんの健康づくりの取組を応援する事業です。
ポイントを貯めると各種お得な特典と交換することができます。
各種対象事業（裏面）に参加してポイントをためましょう！

対象

20歳以上の砂川市民（令和3年3月末現在）

方法

①参加申請をしてポイントカードをもらう

②10ポイントためる（ポイント付与期間は令和2年11/30の事業まで）

※20～39歳までは5ポイントでも特典と交換）

申請書・委任状は砂川市のホームページでもダウンロードできます



※各種健（検）診

- ・特定健診
- ・後期高齢者健診
- ・職場の健診
- ・がん検診など

※総合体育館

※海洋センターの利用

※市民大学

- （健康に関するもの）
- ※がんの市民講座
- ※認知症フォーラム

※血圧測定記録

- ※体重測定記録
- ・1か月以上継続

③特典の申請・交換は令和2年12月1日～12月28日（土・日除く）

10ポイントたまったら、特典と交換する

持ち物：**ポイントカード兼交換申請書**、**印鑑**
（本人が申請出来ない場合は、**委任状**、**印鑑**が必要になります）

※10ポイント達成出来なかった場合（1～9ポイント）も粗品を進呈します！



～特典～

・砂川商店会連合会商品券（1,000円分）

+ プラス

- ・健（検）診チケット（1,000円分）
- ・総合体育館・海洋センター無料利用券（10回分）
- ・減塩食品詰め合わせ（1,000円分）

※いずれか1つ

※39歳以下の方

- ・5ポイントで達成の場合：商品券（500円分）
- ・10ポイントで達成の場合：商品券（1,000円分）

お問合せ先（ポイント事業参加申請・特典の交換）

砂川市ふれあいセンター ☎0125-52-2000

対象事業一覧

※赤字は新規対象になります

事業名	事業担当部署	ポイント数
国保特定健診	ふれあいセンター	3ポイント
がん検診 胃・肺・大腸・前立腺・乳・子宮	ふれあいセンター	各2ポイント
後期高齢者健診	ふれあいセンター	3ポイント
ピロリ菌検査 エキノкокクス症検診	ふれあいセンター	各2ポイント
職場の健診 (特定健診の基準値を満たす検査)	ふれあいセンター	3ポイント
簡易検査 (特定健診の基準値を満たさない検査)	ふれあいセンター	2ポイント
体重記録(1か月以上記録) 血圧記録(1か月以上記録) (指定用紙または自身で記録したもの)	ふれあいセンター	各1ポイント
ふれあいセンター主催の講座 (サークル不可) ・太極拳 ・健美操 ・リズムウォーキン ・フォークダンス	ふれあいセンター	いずれに参加しても 1ポイントまで
市民大学(9月2日) 「間違いだらけの健康・栄養情報の見分け方」	公民館	2ポイント
いきいきシニアプログラム	介護福祉課	1ポイントまで
公民館主催の講座 (対象講座は未定)	公民館	1ポイント
総合体育館・海洋センターの利用	スポーツ振興課	1回1ポイント 最大3ポイントまで
ゆったりノルディックウォーキング教室 (9月)	スポーツ振興課	1ポイント
歩くスキー教室(令和3年2月)	スポーツ振興課	1ポイント

※12月～3月までに獲得したポイントは、翌年度に繰り越すことができます。

※事業詳細・実施日未定の事業は決定次第、広報・ホームページでお知らせいたします。

※注意事項

- ・対象事業への参加時は必ずポイントカードをお持ちください。持参されない場合は、ポイントを付与することが出来ません。ただし、ふれあいセンター以外での健(検)診結果をふれあいセンターにご持参した場合は、ポイントを付与します。
- ・ポイントカードの不正使用があった場合は、ポイントは無効になります。
- ・カードを紛失した場合、ふれあいセンターで再発行の申請をして下さい。すでに付与されたポイントは無効になります。
- ・ご不明な点は、ふれあいセンターまでお問合せ下さい。☎52-2000